

目 次

○ 目 的	2
○ 会 員	2
○ 組 織	2
○ P T Aの組織と機構	3
○ 総 会	4
○ 役 員	5
○ 実行委員会	5
○ 常任委員会	6・7
○ クラブ活動	7
○ 会 計	8
○ 会計監事	8
○ 委員の選出	8・9
○ 役員・会計監事・委員選出の流れ	10
○ 登録カード	11
○ 協力員	11
○ 慶弔規定	12
○ 大阪府P T A活動補償制度	13
○ 春日丘小学校P T Aの関連団体	14

■ 茨木市立春日丘小学校P T A規約	15～18
■ 委員選出細則	19～21
■ 慶弔細則	22
■ 個人情報取扱い規則	22～25
■ 来校者証着用のお願い	26

■ 目 的

- このPTAは、本校児童の保護者と本校勤務の校長・教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長と正しい民主教育の実現を図ることを目的としています。そのため、関係の他団体・諸機関と協力して、児童の教育・福祉のために活動します。

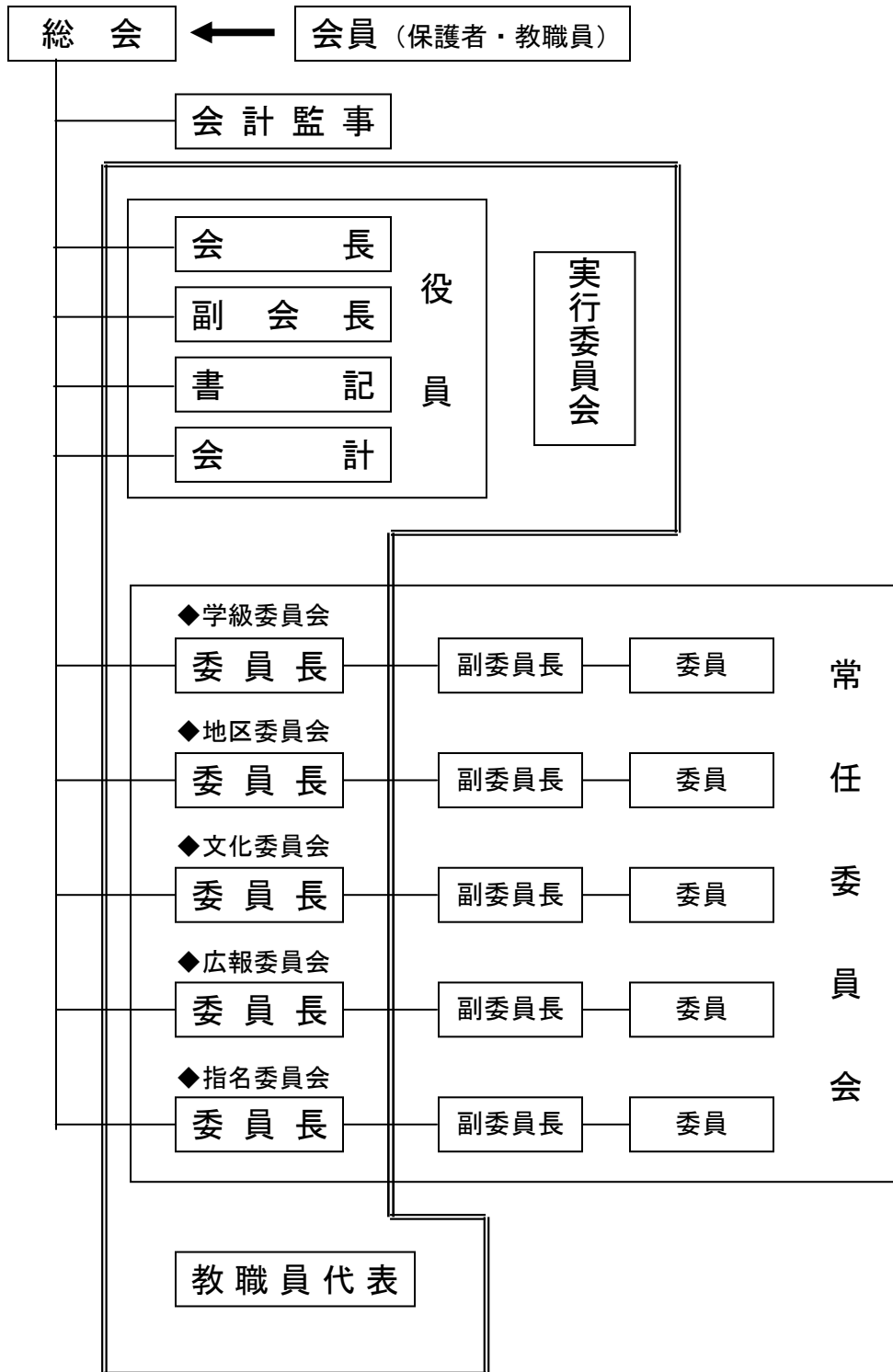
■ 会 員

- この会の会員は、本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（保護者）と、本校に勤務する校長および教職員です。
- 本校に児童が入学した時点で、保護者は会員となります。

■ 組 織

- 議決機関 …… 総会
- 執行機関 …… 実行委員会 [役員・常任委員長・教職員代表]
常任委員会 [委員長・副委員長・委員]
特別委員会 [必要ある場合に設置]
- 監査機関 …… 会計監事 [2名以内]

《 P T Aの組織と機構 》



■ 総 会

●全会員をもって構成される、PTAの議決機関です。

●定期総会は年2回開催します。

●総会の主な議決事項

○年度始め総会

新年度の事業計画（案）、新年度の会計予算（案）

○年度末総会

本年度の事業報告、会計監査報告、本年度の決算報告、

次年度の役員・会計監事および常任委員長の選任

○その他

規約の改定、特別会計および特別委員会の新設、

その他重要な事項

●臨時総会は実行委員会が必要と認めた時に開催します。

●総会は、委任状を含めて会員数の6分の1以上出席しなければ、議決できません。議決は出席者の過半数で決定します。



■ 役員

- 役員は、年度末総会において選出されます。なお、教職員の役員への選出は校長に一任されています。
- 会長
 - 保護者より1名選出されます。
 - 本会を代表し、総会の議決事項の執行にあたります。
 - 総会・実行委員会その他の会議を招集します。
 - 常任委員会の委員長・副委員長・委員を委嘱します。
- 副会長
 - 保護者より2名以上選出されます。
 - 会長を補佐し、会長が不在その他の時は代行します。
- 書記
 - 教職員より1名・保護者より1名以上選出されます。
 - 総会その他の会議の議事ならびに活動状況を記録します。
- 会計
 - 教職員より1名・保護者より1名以上選出されます。
 - PTAの会計事務を取り扱います。

■ 実行委員会

- 実行委員会は、役員・常任委員長・教職員代表で構成されています。
- 実行委員会は、だいたい月1回開催されています。そのほかに大きな行事の実施や緊急の場合は、そのつど開催しております。
- 各常任委員会間の連絡と調整をはかり、PTA全体の活動がうまく運営されるようにしています。
- 総会に提出する議案を検討・確定いたします。

■ 常任委員会

- 常任委員会として、【学級委員会、地区委員会、文化委員会、広報委員会・指名委員会】の5つの委員会があり、それぞれの目的に応じて計画を立て活動を実施しています。
- 常任委員会は、総会で選任の委員長と、副委員長・委員で構成されます。

□ 学級委員会

- 学級委員会は、保護者と学級のパイプ役にあたります。担任の先生と協力し、学級での連絡・調整と親睦をはかります。
- 具体的な活動としては、
 - 学級参観・懇談時の名札準備などお手伝い、
 - 給食試食会や給食着衣点検修理など

□ 地区委員会

- 地区委員会は、地域ごとに選ばれた委員で構成され、地域の団体と協力して校内外での児童の健全な育成と安全な環境の整備をはかります。
- 具体的な活動としては、
 - 集団登校班の構成と地区別児童名簿の作成、
 - 登校指導、下校時パトロールの担当割り当ての作成、
 - 危険箇所および通学路の点検とパトロール、
 - 地域行事の際の学校周辺パトロールなど

□ 広報委員会

○広報委員会は、会員の多くの意見を反映できるよう、各種の広報活動を通じて、会員相互の意思の疎通と情報の伝達をはかります。

○具体的な活動としては、

PTA新聞『かすがおか』と『かすがおかネット』の発行など

——PTA行事などを文字と写真で伝えています——



□ 文化委員会

○文化委員会は、各種の講習会を通じて、会員相互の教養の向上と親睦をはかります。

○具体的な活動としては、

手芸講習会・料理講習会・社会見学などの企画・運営

□ 指名委員会

○指名委員会は、役員・会計監事・常任委員長の選出を円滑に行うために

候補者を指名します。指名委員会は、毎年秋ごろに設置します。

■ クラブ活動

●PTA会員及びPTA会員OB・OGが主体となり、

バトミントン部が活動しています。

■ 会 計

- 会費は会員一人月額150円とする。
- 会計は総会で議決の予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告・承認されます。
- 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとなっています。

■ 会計監事

- 総会において保護者より2名以内の数で選任される。
- 必要に応じて会計監査を行うとともに、決算の監査結果を総会に報告します。

■ 委員の選出

●学級委員

- 新学期開始後すみやかに各学級から2名の学級委員を選出します。
- 学級2名の委員より学年代表1名を互選する。
- 学級委員長が認めた場合は若干名補充することができる。
- 選出された委員は互選により副委員長を選出する。

●地区委員

- 校区を次の6地区に区分します。

中穂積一丁目、中穂積二丁目、中穂積三丁目、西駅前町、

下穂積三丁目・カキハラ台、紫明園

- 地区ごとにあらかじめ決められた数の地区委員を選出します。

- 副委員長を地区ごとに下記の通り互選します。

・ レックス・ネバーランド …………… 1名

- ・ 上記を除く中穂積一丁目 …………… 1名
- ・ 中穂積二丁目・中穂積三丁目 …………… 1名
- （ライオンズヒルズ・中穂積三丁目15を除く）
- ・ ライオンズヒルズ・中穂積三丁目15 …………… 1名
- ・ 西駅前町 …………… 1名
- ・ グランプレイス …………… 1名
- ・ グランプレイスを除く下穂積三丁目・カキハラ台… 1名
- ・ ガーデンフォート …………… 1名
- ・ ガーデンフォートを除く紫明園 …………… 1名
- ・ ロジュマン茨木 …………… 1名
- ・ 子どもの家 …………… 1名

●文化委員・広報委員・指名委員

○実行委員が、各委員会の委員を選出します。

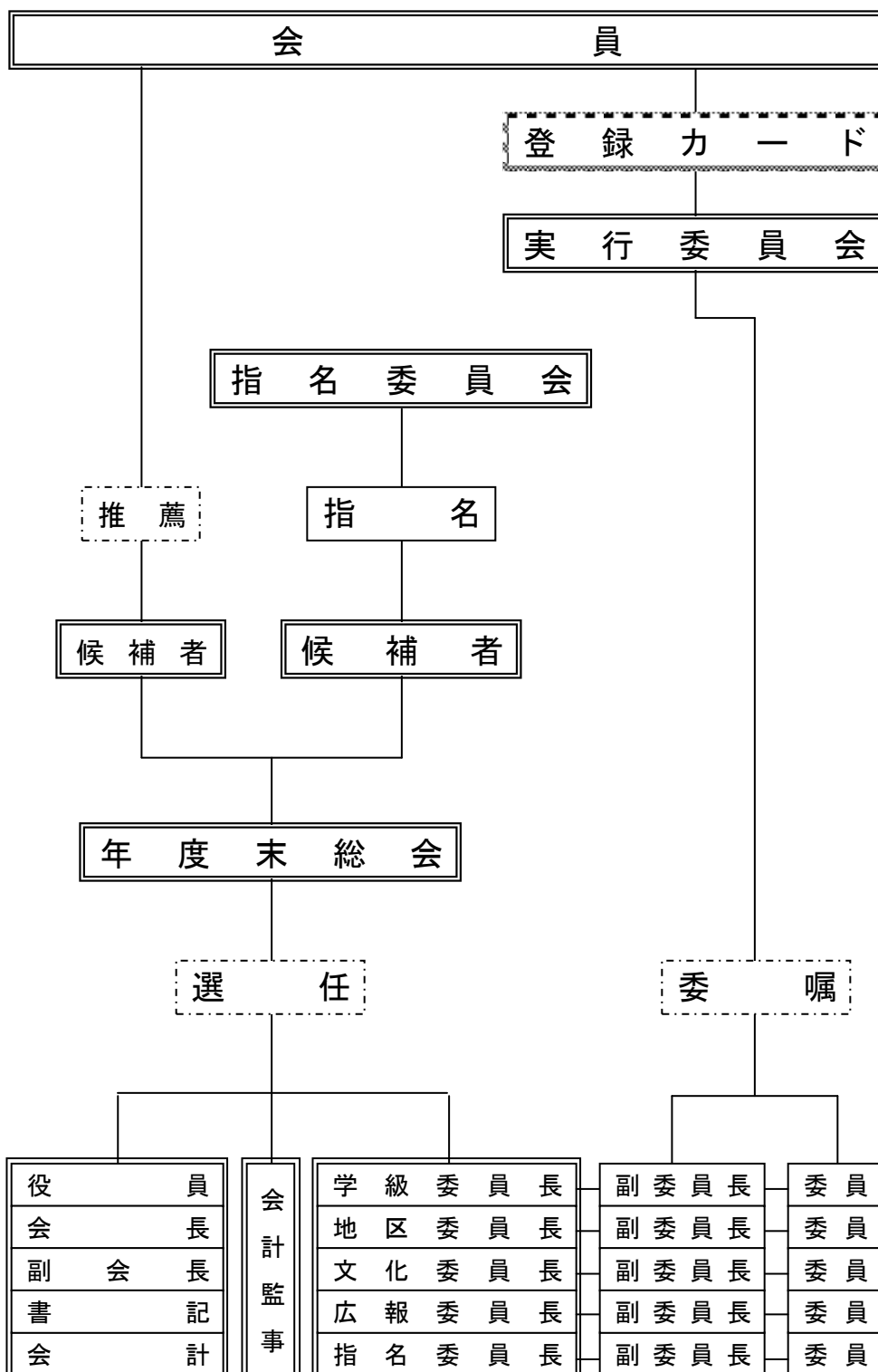
○選出された委員は互選により副委員長を選出します。

●教職員の委員選出は委員数も含め校長に一任しております。

●常任委員会の委員の決定順序および時期は次の通りです。

- ① 地区委員会 [2月頃]
- ② 学級委員会 [4月新学年の組編成終了後速やかに]
- ③ 文化・広報・指名委員会 [学級委員会選出終了後速やかに]

《 役員・会計監事・委員長選出の流れ 》



■ 登録カード

- 登録カードは、《学級・地区・文化・広報・指名》各委員会の委員選出を効果的に行うために、全会員に対し「ご希望と過去の経験」をお尋ねする調査用紙です。
- 児童1名につき『登録カード』1枚を発行・配布し、回収保管します。児童が卒業するまでの6年間同一のカードを使用します。児童1名につき、役員、常任委員長、会計監査1回以上もしくは委員2回以上、PTA活動を担っていただくよう、お願いしております。
- 記入方法などは、配布時にご説明いたします。

■ 協力員

- 協力員制度は、PTA会員全員が、いずれかのPTA行事に参加協力することにより役員・委員の負担を軽減すると共に、PTA活動の活性化を図ることを目的に設けられました。
- 協力員は、その年に委員・役員をしないPTAの方は全員が対象となります。そして、年に1度いずれかのPTA行事に参加・協力をして、PTA活動をささえていただきます。
- 児童一人につき、役員、常任委員長、会計監査1回以上もしくは委員2回以上、PTA活動に参加していただくことに変わりはありません。
- 具体的な活動としては
ふるさと祭り・とんど焼きなど地区行事のお手伝い、
講演会・青健協大会・市PTA大会への参加など

■ 慶弔規定

●会員・児童・教職員に対する慶弔は次のようになっています。

慶 事	教 職 員 の 結 婚 祝	3 0 0 0 円
弔 事	会員および本校児童の弔慰金	5 0 0 0 円 楯一對 又は相当品
	教職員の一親等および配偶者の弔慰金	3 0 0 0 円 楯一對 又は相当品
	※ 役員が訃報を連絡し、PTAを代表して会葬いたします	
見 舞	会員の住居の半壊・半焼以上の災害	5 0 0 0 円
	会員の1ヶ月以上の療養を要する事故	3 0 0 0 円
	会員の1ヶ月以上の入院を要する傷病	3 0 0 0 円
	本校児童の2週間以上の入院を要する 傷病見舞（ただし学校伝染病は除く）	3 0 0 0 円
その他	校医・校歯科医・薬剤師に関する件、およびその他については、 実行委員会にて協議決定する。	

●この慶弔規定の対象となるような「できごと」がおこった場合は、すみやかに担任へご連絡ください。また、会員本人からの連絡が遅れそうな場合は、お気づきの方や周囲の方からでもご連絡ください。

■ 大阪府PTA活動補償制度

1、補償制度の概要

- ① 傷害補償制度・・・この制度は、PTAが主催、共催するPTA行事に参加中（往復途上を含みます）に、PTA会員と児童がケガをしたり、ケガが原因で死亡した場合の傷害補償を行います。
- ② 賠償補償制度・・・この制度は、PTAが主催、共催する行事の管理、運営上の過失によりPTA会員、児童、或いは第三者に損害を与えた事によりPTAが法律上の賠償責任を負うとき被る損害（損害賠償金、裁判費用等）を補償いたします。
- ③ 見舞金補償制度・・・この制度はPTA行事に参加中の 1) 児童の祖父母、兄弟姉妹 2) 単位PTAが依頼した外部講師の傷害に対して見舞金をお支払いします。おケガをされた方へ、お見舞金をお支払もしくは振込された後に単位PTAが請求していただきます。

2、この補償制度への加入は単位PTA毎の全員加入です。なお、教職員は所属PTAと同一条件での加入となります。

3、安全会費（掛金）は児童・教職員1人につき年間90円です。

4、補償の内容（例） 1名につき

- ・死亡・・・・・・・・・・・・・・・・ 200万円
- ・後遺症・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～200万円
- ・傷害補償・・・入院1日に付・・・ 3000円（180日限度）
・・・・・・・・通院1日に付・・・ 2000円（90日限度）

■ 春日丘小学校PTAの関係団体

PTAの活動は学校単位の活動が中心ですが、校区内だけではなく、周辺地域から市・府へ広がりをもった組織との連携をとることにより、大きな視野での活動へと発展していく可能性が生まれてまいります。次に関係の団体をご紹介します。

●周辺PTA

○穂積小学校PTA

○春日小学校PTA

○西小学校PTA

○畑田小学校PTA

○沢池小学校PTA

○郡小学校PTA

○西陵中学校PTA

○西中学校PTA

●茨木市PTA関係

○茨木市PTA協議会

(人権環境委員会、広報委員会、情報交換委員会、PTA大会実行委員会)

●地域活動

○春日丘小学校区青少年健全育成運動協議会

○春日丘小学校区子ども会育成連絡協議会

○春日丘小学校区青少年育成会・青少年会

○茨木市立春日丘公民館

○春日丘地区人権啓発推進協議会

○春日丘地区福祉委員会

○西陵中学校区青少年健全育成運動協議会

○西中学校区青少年健全育成運動協議会

茨木市立春日丘小学校PTA規約

第1条 名称

この会は茨木市立春日丘小学校PTAと称し、事務所を茨木市立春日丘小学校（以下本校という）内におく。

第2条 目的

この会は会員協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長と正しい民主教育の実現を図ることを目的とする。

第3条 方針

この会は民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動し、目的を同じくする他の団体および諸機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

第4条 会員

この会の会員は、本校に在籍する児童の父母またはこれに代る者（以下保護者という）、および本校に勤務する校長および教職員とする。

第5条 会計

1. 会費およびその他の収入によって、この会の活動に要する経費をまかなう。
2. 会費は会員一人月額150円とする。
3. この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
4. この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。
5. 総会の議決を経て特別会計を設けることができる。
6. この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
7. この会の資産は、第2条の目的以外に使ってはならない。

第6条 役員

1. この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 保護者より1名
- (2) 副会長 保護者より2名以上
- (3) 書 記 教職員より1名、保護者より1名以上
- (4) 会 計 教職員より1名、保護者より1名以上

なお、保護者より選出する副会長、書記、会計の員数は、実行委員会の議決により、次年度の員数を指名委員会に通知し決定する。

- 2. 役員任期は一年とする。役員再任は妨げない。
- 3. 役員は、総会において選任される。ただし、教職員の役員選任については校長に一任するものとする。
- 4. 役員は、他の役員、会計監事、常任委員会の委員長・副委員長・委員を兼ねることができない。
- 5. 役員に欠員を生じた場合は、会長が後任者を選任する。ただし、任期は残余期間とする。

第7条 役員の仕事

- 1. 会長は本会を代表し、総会の議決事項の執行にあたる。総会・実行委員会その他の会議を招集する。また、常任委員会の委員長・副委員長・委員を委嘱する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 3. 書記は、総会その他の会議の議事ならびに活動状況を記録する。
- 4. 会計は、この会の会計事務を処理する。

第8条 会計監事

- 1. この会の会計を監査するため2名以内の会計監事を置く。
- 2. 会計監事は総会において保護者より選任される。
- 3. 会計監事は必要に応じて随時会計監査を行うことができる。
- 4. 決算の監査結果を総会に報告しなければならない。
- 5. 会計監事の任期は一年とする。再任は妨げない。
- 6. 会計監事は、役員、常任委員会の委員長、副委員長、委員を兼ねることができない。

第9条 常任委員会

1. この会の目的を達成するため次の常任委員会を置く。各常任委員会はそれぞれの目的に応じて、計画を立案し、活動を実施する。

学級委員会、地区委員会、文化委員会、広報委員会、指名委員会

2. 各常任委員会に委員長、副委員長を置く。
3. 常任委員会の委員長は、総会において選任される。
4. 常任委員長に欠員が生じた場合は、会長が後任者を選任する。ただし、任期は残余期間とする。
5. 常任委員会の委員長・副委員長ならびに委員は、会長が委嘱する。副委員長ならびに委員の選出方法は、別途定める。
6. 常任委員会の委員長・副委員長・委員は、他の常任委員会に属することはできない。
7. 委員長・副委員長・委員の任期は一年とする。再任は妨げない。
8. 学級委員会は、家庭と教職員ならびに学校との連絡調整をはかり、教育環境の整備に努める。
9. 地区委員会は、校内外における児童の健全育成と地域環境整備に努める。
10. 文化委員会は、会員相互の教養の向上と親睦をはかる。
11. 広報委員会は、P T A機関紙発行など各種の広報活動を通じて、会員相互の意思の疎通と情報の伝達をはかる。
12. 指名委員会は、役員・会計監事・常任委員長の選出を円滑に民主的に行う。

第10条 特別委員会

1. 特別な事項について必要ある場合は、総会の議決を経て、特別委員会を設けることができる。特別委員会の構成はその都度定める。
2. 特別委員会は、その任期を終了した時に解散する。

第11条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の議決機関である。
2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。
3. 定期総会は年2回開催し、臨時総会は実行委員会が必要と認めた時に、開催する。

4. 総会は、委任状を含めて会員数の6分の1以上出席しなければ、議決することができない。
議決は出席者の過半数で決する。
5. 次の事項は総会において議決をうけなければならない。
 - 事業計画および会計予算
 - 事業報告、会計監査報告および決算報告
 - 役員、会計監事、および常任委員長の選出
 - 規約の改定
 - 特別会計および特別委員会の新設
 - その他重要な事項

第12条 実行委員会

1. 実行委員会は、役員・各常任委員長・教職員代表をもって構成する。
2. 実行委員会は、総会に提出する議案を審議調整するとともに、各常任委員会の連絡調整をはかり、総会の議決にて委任された事項を処理する。
3. 実行委員会は、会長が必要と認めた時に開催し、議決は出席者の過半数で決する。

第13条 その他

会員・児童・教職員に対する慶弔の規定は別途定める。

第14条 規約の改定

この規約は、総会において出席者の3分の2以上（委任状含む）の賛成により改定することができる。ただし改定案については総会の10日前までに全会員に告示しなければならない。

第15条 附則

1. この規約は、平成6年11月5日より施行する。
2. この規約は、平成19年3月に一部改正する。
3. この規約は、平成21年3月に一部改正する。
4. この規約は、平成29年10月に一部改正する。

委員選出細則

第1条 目的

P T A規約第9条第5項により、下記の各常任委員会の副委員長ならびに委員の選出について、この細則を定める。

《学級委員会、地区委員会、文化委員会、広報委員会、指名委員会》

第2条 登録カード

1. 実行委員会は、委員選出を効果的に行うため、「登録カード」を発行することができる。
2. 「登録カード」の利用・保管は実行委員会が行う。
3. 「登録カード」の記入内容については、そのつど実行委員会が定める。

第3条 学級委員会

1. 各学級から2名の学級委員を選出する。
2. 各学級2名の委員より学年代表1名を互選する。
3. 学級委員長が認めた場合は若干名補充することができる。
4. 選出された委員は互選により副委員長を選出する。

第4条 地区委員会

1. 本校の校区を次の6地区に区分する。
 - ①中穂積一丁目、②中穂積二丁目、③中穂積三丁目、④西駅前町、⑤下穂積三丁目・カキハラ台、⑥紫明園
2. 各地区ごとに地区委員を選出する。なお、地区ごとの委員選出数については、あらかじめ実行委員会に報告し、承認を得るものとする。



3. 副委員長を地区ごとに下記の通り互選する。

レックス・ネバーランド	……………	1名	
上記を除く中穂積一丁目	……………	1名	
中穂積二丁目・中穂積三丁目	……………	1名	
(ライオンズヒルズ・中穂積三丁目15を除く)			
ライオンズヒルズ・中穂積三丁目15	……………	1名	
西駅前町	……………	1名	
グランプレイス	……………	1名	
グランプレイスを除く下穂積三丁目・カキハラ台	……………	1名	
ガーデンフォート	……………	1名	
ガーデンフォートを除く紫明園	……………	1名	
ロジュマン茨木	……………	1名	
子どもの家	……………	1名	合計 11名

なお、地区ごとの副委員長選出数及び地区割りについては、実行委員会の議決により改定できるものとする。

第5条 文化委員会・広報委員会・指名委員会

1. 実行委員会が、各委員会の委員を選出する。
2. 上記の選出方法及び定員については、実行委員会が決定するものとする。
3. 選出された委員は互選により副委員長を選出する。

第6条 教職員の委員

教職員の委員選出については委員数も含め校長に一任する。

第7条 欠員の補充

年度途中において副委員長もしくは委員に欠員が生じた場合、後任者の選出は当該委員長に一任する。

第8条 細則の改定

この細則は総会において、出席者の2分の1以上の賛成により改定することができる。

第9条 附則

1. この細則は、平成6年11月5日より施行する。
2. この細則は、平成19年4月に一部改正する。
3. この細則は、平成20年3月に一部改正する。
4. この細則は、平成22年3月に一部改正する。
5. この細則は、平成26年3月に一部改正する。
6. この細則は、平成29年3月に一部改正する。
7. この細則は、平成29年10月に一部改正する。

慶弔細則

第1条 目的

PTA規約第14条により、会員・児童・教職員に対する慶弔についてこの細則を定める。

第2条 慶事

1. 教職員の結婚祝 3000円

第3条 弔事

1. 会員および本校児童の弔慰金 5000円および襦一對または相当品
2. 教職員の一親等および配偶者の弔慰金 3000円および襦一對または相当品
3. PTAを代表して役員1名以上が会葬する。
4. 訃報の連絡については、役員が行う。

第4条 見舞

1. 会員の住居の半壊・半焼以上の災害見舞 5000円
2. 会員の1ヶ月以上の療養を要する事故見舞 3000円
3. 会員の1ヶ月以上の入院を要する傷病見舞 3000円
4. 本校児童の2週間以上の入院を要する傷病見舞 3000円

(ただし、学校伝染病は除く)

第5条 その他

校医・校歯科医・薬剤師に関する慶弔、または本細則に定めない事項が発生した場合は、その都度実行委員会にて協議決定する。

第6条 改定

この細則は、総会において出席者の2分の1以上の賛成により改定することができる。

第7条 附則

この細則は、平成6年11月5日より施行する。

個人情報取扱い規則

第1条 目的

茨木市立春日丘小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 周知

個人情報取扱いの方法は総会資料等で会員に周知する。

第8条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 会費集金、管理
2. その他の文書の送付
3. 役員・会計監査・会員・委員会・登校班等の名簿の作成
4. 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動

5. 広報紙、PTAホームページへの掲載

第9条 利用目的による制限

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 管理

個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第12条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条 第三者提供に係る記録の作成等

本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第14条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者(第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第15条 情報の開示

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第16条

(漏えい時等の対応)

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17条 研修

本会は、役員・各委員会委員長・委員会委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第18条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第19条 改正

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会(実行委員会)において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

第20条 附則

本規則は、平成30年3月10日より施行する。

来校者証着用のお願い

本校においては、児童の安全を守るため、来校者証着用をお願いしています。

みなさま ご協力くださいますようお願いいたします。

- 【1】 授業参観・運動会等の学校行事で来校する場合
- 【2】 PTA 活動などで来校する場合
- 【3】 個人的な所用で来校する場合

いずれも入校する時に、来校者証を着用し、校内にいる間は身に付けてください。

